

二戸市防災計画(震災対策編)

新旧対照表

二戸市 防災対策室

二戸市地域防災計画（震災編）の一部修正の新旧対照表

現 行	改 正 案
目 次（震災編）	目 次（震災編）
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 節 計画の目的…………… 351	第 1 節 計画の目的…………… 401
第 2 節 計画の性格…………… 352	第 2 節 計画の性格…………… 402
第 2 節の 2 災害時における個人情報の取り扱い…………… 352	第 2 節の 2 災害時における個人情報の取り扱い…………… 402
第 3 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱…………… 353	第 3 節 防災関係機関の責務及び業務の大綱…………… 403
第 2 章 災害予防計画	第 2 章 災害予防計画
第 1 節 防災知識普及計画…………… 358	第 1 節 防災知識普及計画…………… 408
第 2 節 地域防災活動活性化計画…………… 360	第 2 節 地域防災活動活性化計画…………… 410
第 3 節 防災訓練計画…………… 361	第 3 節 防災訓練計画…………… 411
第 3 節の 2 通信確保計画…………… 362	第 3 節の 2 通信確保計画…………… 412
第 4 節 避難対策計画…………… 363	第 4 節 避難対策計画…………… 413
第 5 節 要配慮者の安全確保計画…………… 364	第 5 節 要配慮者の安全確保計画…………… 414
第 5 節の 2 食料・生活必需品等の備蓄計画…………… 365	第 5 節の 2 食料・生活必需品等の備蓄計画…………… 415
第 6 節 孤立化対策計画…………… 366	第 6 節 孤立化対策計画…………… 416
第 7 節 防災施設等整備計画…………… 367	第 7 節 防災施設等整備計画…………… 417
第 8 節 都市防災計画…………… 368	第 8 節 都市防災計画…………… 418
第 9 節 交通施設安全確保計画…………… 370	第 9 節 交通施設安全確保計画…………… 420
第 10 節 ライフライン施設等安全確保計画…………… 372	第 10 節 ライフライン施設等安全確保計画…………… 422
第 11 節 危険物施設等安全確保計画…………… 376	第 11 節 危険物施設等安全確保計画…………… 426
第 12 節 地盤災害予防計画…………… 378	第 12 節 地盤災害予防計画…………… 428
第 13 節 火災予防計画…………… 379	第 13 節 火災予防計画…………… 429
第 14 節 震災に関する調査研究…………… 382	第 14 節 震災に関する調査研究…………… 432
第 15 節 防災ボランティア育成計画…………… 383	第 15 節 防災ボランティア育成計画…………… 433
第 16 節 事業継続対策計画…………… 384	第 16 節 事業継続対策計画…………… 434
第 3 章 災害応急対策計画	第 3 章 災害応急対策計画

第1節	活動体制計画	385
第2節	地震情報等の伝達計画	395
第3節	通信情報計画	399
第4節	情報の収集・伝達計画	400
第5節	広報・広聴計画	403
第6節	交通確保・輸送計画	406
第7節	消防活動計画	407
第8節	県、市町村等応援協力計画	408
第9節	自衛隊災害派遣要請計画	409
第10節	防災ボランティア活動計画	410
第11節	義援物資、義援金の受付・配分計画	411
第12節	災害救助法の適用計画	412
第13節	避難・救出計画	414
第14節	医療・保健計画	416
第15節	食料・生活必需品等供給計画	418
第16節	削除	419
第17節	給水計画	420
第18節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	421
第19節	感染症予防計画	423
第20節	廃棄物処理・障害物除去計画	424
第21節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	425
第22節	応急対策要員確保計画	426
第23節	文教対策計画	427
第24節	公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	428
第25節	ライフライン施設応急対策計画	429
第26節	危険物施設等応急対策計画	430
第27節	防災ヘリコプター活動計画	431
第28節	広域防災拠点活動計画	432

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設等の災害復旧計画	433
第2節	生活の安定確保計画	434
第3節	復興計画の作成	435

第1節	活動体制計画	435
第2節	地震情報等の伝達計画	445
第3節	通信情報計画	449
第4節	情報の収集・伝達計画	450
第5節	広報・広聴計画	453
第6節	交通確保・輸送計画	456
第7節	消防活動計画	457
第8節	県、市町村等応援協力計画	458
第9節	自衛隊災害派遣要請計画	459
第10節	防災ボランティア活動計画	460
第11節	義援物資、義援金の受付・配分計画	461
第12節	災害救助法の適用計画	462
第13節	避難・救出計画	464
第14節	医療・保健計画	466
第15節	食料・生活必需品等供給計画	468
第16節	削除	469
第17節	給水計画	470
第18節	応急仮設住宅の建設等及び応急修理計画	471
第19節	感染症予防計画	473
第20節	廃棄物処理・障害物除去計画	474
第21節	行方不明者等の捜索及び遺体の処理・埋葬計画	475
第22節	応急対策要員確保計画	476
第23節	文教対策計画	477
第24節	公共土木施設・鉄道施設等応急対策計画	478
第25節	ライフライン施設応急対策計画	479
第26節	危険物施設等応急対策計画	480
第27節	防災ヘリコプター活動計画	481
第28節	広域防災拠点活動計画	482

第4章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設等の災害復旧計画	483
第2節	生活の安定確保計画	484
第3節	復興計画の作成	485

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 (略)

第2 防災知識の普及

1、2 (略)

3 住民等に対する防災知識の普及

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

イ 避難指示等の意味及び内容

ウ～ケ (略)

(3) (略)

4、5 (略)

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識普及計画

第1 (略)

第2 防災知識の普及

1、2 (略)

3 住民等に対する防災知識の普及

(1) (略)

(2) (略)

ア (略)

イ 避難指示(緊急)等の意味及び内容

ウ～ケ (略)

(3) (略)

4、5 (略)

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

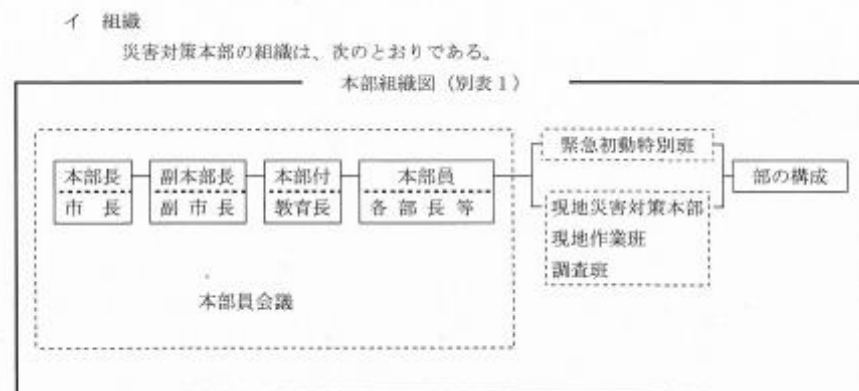
第1 基本計画

- 1 (略)
- 2 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における震災の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3～7 (略)

第2 市の活動体制

- (略)
- 1 (略)
 - 2 災害対策本部
 - (1) (略)
 - (2) ア (略)

イ 組織 (略)



第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

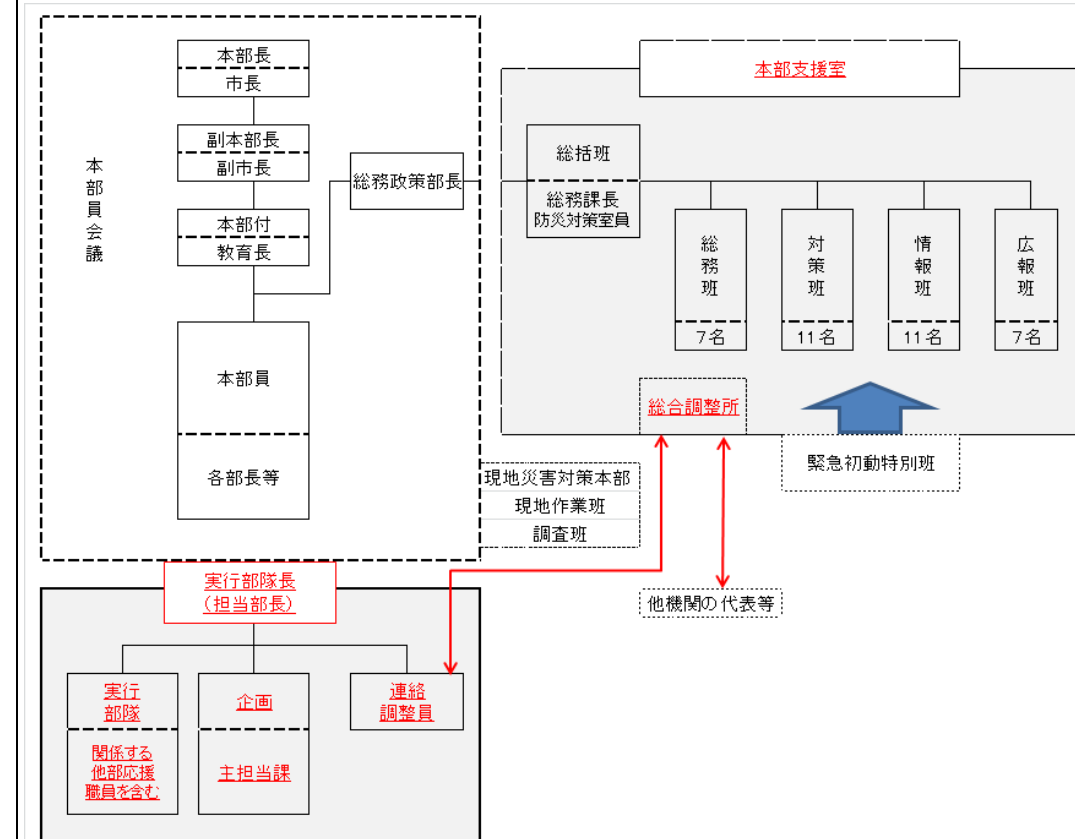
第1 基本計画

- 1 (略)
- 2 職員の動員計画においては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、夜間、休日等の勤務時間外における震災の発生に当たっても、職員を確保できるよう配慮する。
- 3～7 (略)

第2 市の活動体制

- (略)
- 1 (略)
 - 2 災害対策本部
 - (1) (略)
 - (2) ア (略)

イ 組織 (略)



- (ア) (略)
- (イ) 部
 - (略)
 - 本部には、本部長の命令の伝達、各部間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長が当該部内の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。

(ウ) ～ (エ) (略)

(オ) 緊急初動特別班

- (略)
- (略)
- (略)

○ 緊急初動特別班の班員は、総務政策部長直属の組織とし、その構成及び事務分掌は、次のとおりとする。

班名	分掌事務
総務班	(1) 災害対策本部の設置及び運営 (2) 本部員会議及び本部連絡員会議の開催 (3) 本部長の指令等の伝達 (4) 県、地方支部その他の防災関係機関との連絡調整
対策班	(1) 市本部の実施する災害応急対策の総括 (2) 自衛隊の災害派遣要請及び受け入れ、調整 (3) 各部の実施する災害応急対策の調整 (4) 市民からの要請の処理 (5) 災害応急対策の実施に係る地方支部、防災関係機関、各種団体及び市民に対する指示、協力要請及び連絡調整
情報班	(1) 市における被害状況、応急対策の実施状況等の情報収集及び県に対する報告 (2) 気象状況、交通状況、道路情報、市民の動向等の情報収集・伝達
広報班	(1) 報道機関に対する災害情報の発表 (2) 放送事業者（テレビ、ラジオ）に対する放送要請 (3) 災害応急対策に関する広報

- (略)
- (略)

- (ア) (略)
- (イ) 部 (実行部隊)
 - (略)
 - 本部支援室には、本部長の命令の伝達、各部間の連絡調整及び情報収集を行うため、各部長が当該部内の職員のうちから指名する本部連絡員を置く。

(ウ) ～ (エ) (略)

(オ) 緊急初動特別班

- (略)
- (略)
- (略)
- (略)
- (略)

(カ) 本部支援班

○ 市本部長は、本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うための本部支援班を設置する。

○ 本部支援班の班員は緊急初動特別班の班員を充てるものとし、総務政策部長直属の組織とし、その構成及び事務分掌は、次のとおりとする。

班名	分掌事務
<u>総括班</u> <u>【指揮・統制】</u>	<u>(1) 市災害対策本部支援室の指揮・総括</u> <u>(2) 本部長の重要な意志決定に係る補佐</u> <u>(3) 本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示</u> <u>(4) 通信回線や通信機器の確保</u>
総務班 <u>【ロジスティック・受援】</u>	(1) 災害対策本部の設置及び運営 (2) 本部員会議及び本部連絡員会議の開催 (3) 本部長の指令等の伝達 (4) 県、地方支部その他の防災関係機関との連絡調整
対策班 <u>【連絡調整】</u>	(1) 市本部の実施する災害応急対策の総括 (2) 自衛隊の災害派遣要請及び受け入れ、調整 (3) 各部の実施する災害応急対策の調整 (4) 市民からの要請の処理 (5) 災害応急対策の実施に係る地方支部、防災関係機関、各種団体及び市民に対する指示、協力要請及び連絡調整
情報班 <u>【情報収集】</u>	(1) 市における被害状況、応急対策の実施状況等の情報収集及び県に対する報告 (2) 気象状況、交通状況、道路情報、市民の動向等の情報収集・伝達
広報班 <u>【広報】</u>	(1) 報道機関に対する災害情報の発表 (2) 放送事業者（テレビ、ラジオ）に対する放送要請 (3) 災害応急対策に関する広報

(カ) 調査班

(略)

ウ 分掌事務

(ア)、(イ) (略)

区 分	活 動 項 目
(1 2 (略)	
略 3 避難対策	避難勧告、 <u>指示</u> 及び避難誘導の準備
) 4 5 (略)	
(1～4 (略)	
略 5 避難対策	(1) 避難勧告、避難 <u>指示</u> 、避難誘導
)	(2) 避難勧告、避難 <u>指示</u> の放送要請
	(3)、(4) (略)
6～20 (略)	

エ (略)

(3)～(5) (略)

第3 職員等の動員配備体制

1 配備体制

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

第4・5 (略)

(キ) 調査班

(略)

ウ 分掌事務

(ア)、(イ) (略)

区 分	活 動 項 目
(1 2 (略)	
略 3 避難対策	避難勧告、 <u>避難指示(緊急)</u> 及び避難誘導の準備
) 4 5 (略)	
(1～4 (略)	
略 5 避難対策	(1) 避難勧告、避難 <u>指示(緊急)</u> 及び避難誘導
)	(2) 避難勧告、避難 <u>指示(緊急)</u> の放送要請
	(3)、(4) (略)
6～20 (略)	

エ (略)

(3)～(5) (略)

第3 職員等の動員配備体制

1 配備体制

(1)～(3) (略)

(4) 市は、本部長を補佐し、各部等の総合調整、関係機関との連絡調整、災害応急対策等を円滑に行うための組織を設置する。

2～4 (略)

第4・5 (略)

第5節 広報広聴計画

第1 (略)

第2 実施機関(責任者)

実施機関		広報広聴活動の内容
市 本 部	総務政策部 <u>防災班</u>	1、2 (略) 3 市長等が実施した <u>避難準備情報、避難勧告、指示</u> 4～8 (略)
	(略)	
県 本 部		1、2 (略) 3 市長等が実施した <u>避難勧告・指示</u> 4～14 (略)

実施機関	広報広聴活動の内容
(略)	
日本放送協会盛岡放送局	1、2 (略) <u>3</u> 災害の発生状況及び被害状況 <u>4</u> 各災害応急対策の実施状況
(略)	
(株)岩手日報社 (略)	<u>1</u> 災害発生状況及び被害状況 <u>2</u> 各災害応急対策の実施状況
(株)IBC岩手放送 (略)	1 (略) <u>2</u> 災害の発生状況及び被害状況 <u>3</u> 各災害応急対策の実施状況
ジェイアールバス東北 (株)二戸営業所 (略)	1 バス路線の復旧状況 <u>1</u> 利用者への情報提供

第5節 広報広聴計画

第1 (略)

第2 実施機関(責任者)

実施機関		広報広聴活動の内容
市 本 部	総務政策部 <u>広報班</u>	1、2 (略) 3 市長等が実施した <u>避難勧告、避難指示(緊急)</u> 4～8 (略)
	(略)	
県 本 部		1、2 (略) 3 市長等が実施した <u>避難勧告、避難指示(緊急)</u> 4～14 (略)

実施機関	広報広聴活動の内容
(略)	
日本放送協会盛岡放送局	1、2 (略) <u>3</u> <u>避難勧告等の情報</u> <u>4</u> 災害の発生状況及び被害状況 <u>5</u> 各災害応急対策の実施状況
(略)	
(株)岩手日報社 (略)	<u>1</u> <u>避難勧告等の情報</u> <u>2</u> 災害発生状況及び被害状況 <u>3</u> 各災害応急対策の実施状況
(株)IBC岩手放送 (略)	1 (略) <u>2</u> <u>避難勧告等の情報</u> <u>3</u> 災害の発生状況及び被害状況 <u>4</u> 各災害応急対策の実施状況
ジェイアールバス東北 (株)二戸営業所 (略)	1 バス路線の復旧状況 <u>2</u> 利用者への情報提供

第13節 避難・救出計画

第1 基本方針

1 震災発生時において、市民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難勧告及び指示並びに屋内での待避等の安全確保措置の指示（以下、本節中「避難勧告等」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。

2、3 （略）

第2、3 （略）

第13節 避難・救出計画

第1 基本方針

1 震災発生時において、市民等の生命、身体の安全を確保するため、迅速かつ的確に避難勧告及び避難指示（緊急）並びに屋内での待避等の安全確保措置の指示（以下、本節中「避難勧告等」という。）を行うとともに、避難支援従事者の安全を確保しながら、避難誘導を行う。

2、3 （略）

第2、3 （略）

第14節 医療・保健計画

第1 基本方針

1～3 (略)

4 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。

5 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。

第2～10 (略)

第14節 医療・保健計画

第1 基本方針

1～3 (略)

4 精神医療の初動体制を確立し、県内の災害派遣精神医療チーム（以下、本節中「岩手DPAT」という。）、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下に、迅速かつ適切な精神医療活動を行う。

5 被災者の心身両面にわたる健康を維持するため、保健指導及びこころのケアを実施する。

6 動物愛護の観点から、被災した愛玩動物の救護対策を、関係機関・団体との連携の下に、迅速かつ適切に講じる。

第2～10 (略)